

項目	6 特定地域づくり事業協同組合による地域活性化について
答弁者	経営管理部長
質問要旨	<p>総務省の「特定地域づくり事業協同組合制度」は、組合が雇用した正規職員を、人手を必要とする対象地域の事業者に派遣する制度であり、雇用の受け皿や地域限定型の派遣業の役割を果たすと、先行自治体の評判も上々である。</p> <p>令和3年11月1日現在で、全国では、14道県23市町村で組合が設立されているが、本県では、いまだ認定を受けているところはない。</p> <p>この制度における県の主な役割は「組合設立を支援する市町の支援」と「組合の認定」であり、地域の自立と組合の将来的な自走を実現するため、県は地域で手配できない資格を持った人材の派遣、地域課題を解決できる人材の確保などを支援すべきと考える。</p> <p>県の特定地域づくり事業協同組合による地域活性化について、所見を伺う。</p>

<答弁内容>

特定地域づくり事業協同組合による地域活性化についてお答えします。

過疎地域をはじめとした人口急減地域においては、コミュニティが弱体化し、農林水産業等を支えていた相互扶助が機能しなくなるなど、担い手不足の深刻化から、地域産業の維持が困難となっております。

今や全国に普及した地域おこし協力隊制度は、地域外からの担い手確保に寄与いたしました。が、任期後の働く場の確保が課題であるということから、国は、昨年度、地域の仕事を集めて年間を通じた雇用を生み出し、担い手の確保と働く場の確保を一体的に図るこの組合制度を創設いたしました。

先行自治体の導入例を検証いたしますと、組合設立には、繁忙期の異なる事業者の参画や、設立・運営に必要な資金の確保、移住者をコーディネートする人材の確保等の課題がございます。県では、こうした課題の解決を図ることができる遂行力のある人材を確保することが県の役割として重要であると認識しております。現在、制度活用を希望する地域が具体的にございますことから、市町と情報を共有しながら、意欲ある事業者を交え、実効性のある支援の内容や方法を検討しております。

県といたしましては、まずは、本県最初となる組合の設立を成功させ、初期の運営支援に全力を注ぎ、これをモデル事例として他の市町に普及することにより、本制度による地域活性化を推進してまいります。

以上であります。